

平成30年第52週 県中保健福祉事務所感染症レター

(H30.12.24~H30.12.30)

	福島県		県中地域				須賀川・岩瀬地区				石川地区				田村地区					
	第52週		第51週		第52週		第51週		第52週		第51週		第52週		第51週		第52週		第51週	
	感染症動向	感染症動向	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報	感染症動向	学校欠席者情報
インフルエンザ	365	169	86	0	11	7	70	0	8	0	1	0	0	6	15	0	3	1		
咽頭結膜熱	37	49	2	0	6	0	0	0	4	0	0	0	0	0	2	0	2	0		
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	152	178	6	0	6	0	6	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0		
感染性胃腸炎	314	356	58	4	98	35	43	0	88	4	0	4	0	22	15	0	10	9		
水痘	41	61	10	1	16	21	10	0	16	20	0	1	0	1	0	0	0	0		
手足口病	30	36	3	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0		
伝染性紅斑	47	57	3	0	5	1	2	0	3	0	1	0	2	1	0	0	0	0		
突発性発疹	23	27	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0		
ヘルパンギーナ	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
流行性耳下腺炎	4	8	2	0	4	10	1	0	2	1	0	0	2	5	1	0	0	4		
RSウイルス感染症	56	56	18	0	10	2	18	0	9	2	0	0	0	0	0	0	1	0		
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0		0	0		
流行性角結膜炎	30	35	3	1	2	1	3	0	2	0		1		1		0		0		

※平成30年1月1日より百日咳が全数把握疾患となりました。また、風しんの届出が「診断後7日以内」から「診断後直ちに」と変更になりました。
 ※平成30年5月1日より急性弛緩性麻痺が全数把握疾患となりました。

【感染症発生動向調査】 ※定点医療機関からの情報をもとに集計 【学校欠席者情報】 ※保育園、幼稚園、小中学校、高等学校の欠席者情報です。

県中地域の状況		
流行中	<p>〈水痘〉 水痘帯状疱疹ウイルスによる感染症で一般的に「みずぼうそう」と呼ばれています。感染経路は空気感染、飛沫感染、接触感染です。潜伏期間は2週間程度。典型的な症例では発疹は紅斑から始まり、水疱、膿疱を経て痂皮化して治癒するとされています。</p> <p>〈RSウイルス〉 RSウイルスの感染による呼吸器感染症です。症状は軽い風邪様の症状から重い肺炎まで様々です。感染経路は飛沫感染、接触感染です。</p>	<p>※飛沫感染 患者の咳やくしゃみのしぶきに含まれる細菌を吸い込むことで感染します。マスクの着用や咳エチケットを実施してください。</p> <p>※接触感染 細菌が付着した手で口や鼻に触れることで感染します。手洗い、うがい、頻りに人が触れる場所(ドアノブ等)についての環境整備など基本的な対策を徹底することが必要です。</p>
小流行中	<p>〈インフルエンザ〉 インフルエンザウイルスによる感染症です。高熱、関節痛等全身の症状が突然現れます。合わせて普通の風邪と同様、鼻汁、咳等の症状もみられます。感染経路は飛沫感染、接触感染です。</p> <p>〈咽頭結膜熱〉 アデノウイルスの感染により、38~39度台の発熱、のどの痛み、結膜炎といった症状を引き起こす、小児に多い病気です。患者とのタオルの共用など綿密な接触は避けましょう。</p> <p>〈A群溶血性レンサ球菌咽頭炎〉 A群レンサ球菌による上気道の感染症です。感染経路は飛沫感染、接触感染です。</p> <p>〈感染性胃腸炎〉 食品や飲料水をとおり経口的に細菌、ウイルスなどの病原体が腸に感染してさまざまな消化器症状を引き起こす病気です。</p>	

平成31年1月1日より「先天性免疫不全症候群」「梅毒」の届出基準及び様式の一部が改正されました。

先天性免疫不全症候群

- 〈追加された記載項目〉
- ・「診断時のCD4陽性Tリンパ球数（CD4値）」

梅毒

- 〈追加された記載項目〉
- ・「性風俗産業の従事歴・利用歴の有無」
 - ・「口腔咽頭」
 - ・「過去の治療歴」
 - ・「妊娠の有無」
 - ・「HIV感染症合併の有無」

- ・「先天性免疫不全症候群」「梅毒」は感染症法で5類感染症に分類されています。診断後7日以内に保健所へ届出を提出するように定められています。
- ・診断基準については厚生労働省ホームページを参照してください。
- ・届出様式は厚生労働省ホームページよりダウンロードすることができます。

「厚生労働省ホームページ 感染症法に基づく医師の届出のお願い」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kekaku-kansenshou11/01.html

この情報に関するお問い合わせ先: 県中保健福祉事務所 医療薬事課 感染症予防チーム
 TEL: 0248-75-7818 E-mail: kenchu_kansensyoyobou@pref.fukushima.lg.jp